

○盛岡・紫波地区環境施設組合出納員及び出納員以外の会計職員の職の設置等に関する規則

令和 2 年10月 28日規則第16号

盛岡・紫波地区環境施設組合出納員及び出納員以外の会計職員の職の設置等に関する規則（昭和58年紫波郡環境施設組合規則第 8 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、盛岡・紫波地区環境施設組合（以下「組合」という。）の出納員及び出納員以外の会計職員の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

（出納員の設置及びその分掌事務）

第 2 条 組合に現金の出納又は保管の事務をつかさどる出納員（以下「出納員」という。）を置く。

2 出納員は、事務局長及び矢巾町出納室長（会計管理者が出納室長を兼ねる場合にあっては出納室長補佐。その場合において出納室長補佐が置かれない場合にあっては出納室会計係長。）の職にある者をもって充て、別表に掲げる分掌事務をつかさどる。

（出納員以外の会計職員の設置及びその分掌事務）

第 3 条 組合に出納員の事務を補助させるため、現金取扱員を置く。

2 現金取扱員は、出納員が指名するものとし、現金収納に係る事務を分掌する。

3 前項の規定に基づき現金取扱員を指名した場合にあっては、出納員は指名した現金取扱員の職及び氏名を、会計管理者に報告するものとする。

附 則

この規則は、令和 2 年10月28日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

別表（第 2 条関係）

職 名	分掌事務
事務局長	ごみ処理手数料その他の収納金等の収納及び保管に関すること。
矢巾町の出納室長	1 現金（現金に代えて納付される証券及び基金に属する現金を含む。）の出納及び保管に関すること。 2 有価証券（公有財産又は基金に属するものを含む。）の出納及び保管に関すること。 3 物品の出納及び保管（使用中の物品に係る保管を除く。）に関すること。 4 現金及び財産の記録管理に関すること。 5 支出負担行為の確認に関すること。 6 決算の調製に関すること。 7 その他会計に関すること。